

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動き

国では、昭和50年(1975)年に婦人問題企画推進本部を設置して以降、女子差別撤廃条約の批准や男女雇用機会均等法の施行、育児休業法の施行など、女性の社会的地位向上や男女平等に資する取組を進め、平成11(1999)年6月には男女共同参画社会基本法を公布・施行するとともに、平成12(2000)年から今日まで、基本法に基づく基本計画を5次にわたり策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を社会のあらゆる分野において総合的に推進しています。

現行計画である「第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年策定)」においては、「人口減少社会の本格化と未婚・単独世代の増加」、「人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革」、「国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」、「頻発する大規模災害」、「SDGsの達成に向けた世界的な潮流」などを課題、変化として捉え、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」など、11分野において取り組むべき政策を定めています。

また、平成27(2015)年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)を制定し、以降の改正により、事業主に対する行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化、特例認定制度(プラチナえるぼし)の導入により、働く場における女性の活躍を推進しているほか、平成28(2016)年には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)の改正により、妊娠・出産・育児に関するハラスメントの防止措置を雇用主に義務付け、働く人が性別により差別されることなく、仕事と家庭が両立できる社会を実現することで、能力を十分に発揮できる雇用環境の整備に取り組んでいます。

一方、県においては、平成12(2000)年に「あおもり男女共同参画プラン21」を策定し、翌年に「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行して以降、上記の国の動向に加え、県内の状況を踏まえつつ、5次にわたって当該プランを策定しており、「男女がわかち合い ささえ合う 青森県」を目指し、男女共同参画の施策を推進してきています。

(2) 八戸市の動き

当市では、潤いのある住みよい八戸市を築くために、女性も男性もあらゆる分野へ平等に参画し、一人の人間として個性や能力を発揮し、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現を目指して、平成8（1996）年に、「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」を策定し、市独自の実効性がある取組を開始しました。

その後、平成13（2001）年には、男女共同参画社会基本法の理念に基づき男女共同参画都市宣言を行い、八戸市男女共同参画基本条例を公布・施行して、男女共同参画社会を目指すことを内外に示すとともに、当該プランの計画期間を5年間延長して取組を進めてきました。

以降、平成18（2006）年に「第2次八戸市男女共同参画基本計画（はちのへプラン2006）」、平成24（2012）年に「第3次八戸市男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成28（2016）年に策定した「第4次八戸市男女共同参画基本計画」においては、その一部を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としても位置付け、男女共同参画の意識啓発や、男女がともに活躍できる環境整備など、市民、事業者、行政が連携しながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

2 計画策定の趣旨

当市は、これまでも八戸市男女共同参画基本条例の基本理念を根幹としつつ、時代や社会の動向を捉えた計画を5年毎に策定し、施策を推進することで、市民の男女共同参画社会に関する用語の認知度向上や固定的な性別役割分担意識の改善など、一定の成果を生み出してきました。

一方、家庭生活等、様々な場面における男女の平等感や職場における管理職の男女比率など、思うような成果が得られていないことから、取組のさらなる強化が必要であるとともに、男女の性別にとらわれない多様な性の在り方への理解といった新たな施策の創設も求められています。

また、「第4次八戸市男女共同参画基本計画」策定から5年が経過し、少子高齢化の進展や労働人口の減少、感染症の流行による社会経済情勢の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、当市を取り巻く環境は大きく変容しており、これまで取り組んできたすべての施策について、状況に即した見直しが必要です。

このようなことから、令和4年度を開始年度とする「第5次八戸市男女共同参画基本計画」を策定します。

3 計画の位置付け

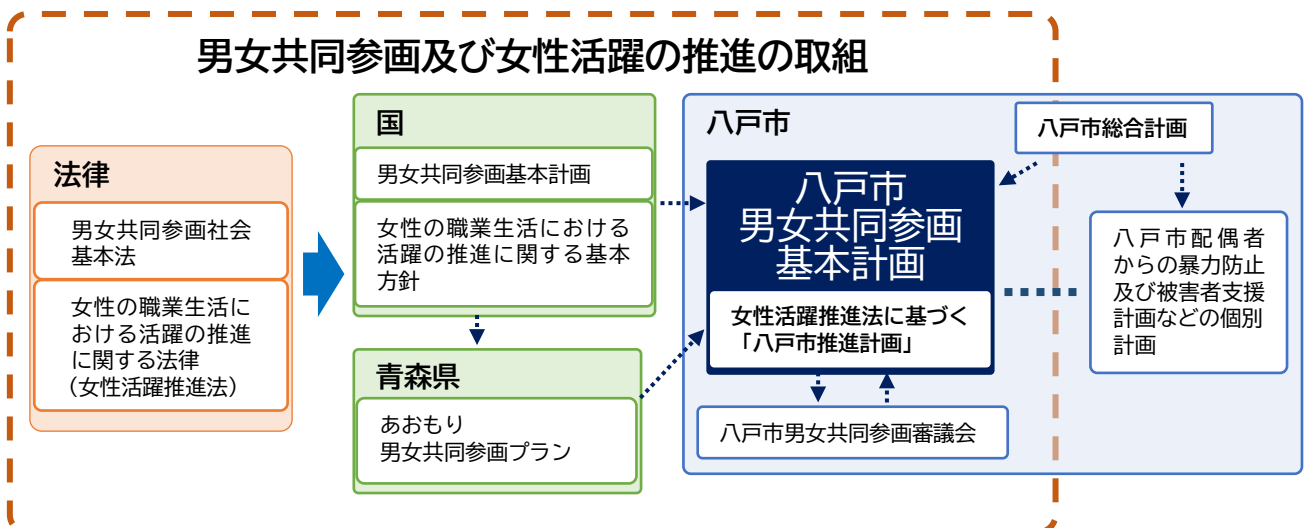
- (1) 「八戸市男女共同参画基本条例」第7条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。
- (2) 男女共同参画社会の形成を促進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「あおり男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえるとともに、「第7次八戸市総合計画」との整合性を図ります。
- (3) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項^{注1}の規定による、八戸市推進計画^{注2}として位置付けることとします。

注1 市町村は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての「推進計画」を策定することが、努力義務となっています。

注2 八戸市推進計画

- 本計画における該当箇所…施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり
- (1)女性活躍の推進
 - (2)雇用における男女共同参画の推進

【関連法と国・県・市の計画の関係のイメージ図】



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。
 なお、計画期間内において、関係する法及び条例が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【国・県・市の計画期間サイクルのイメージ図】

年度	平成											令和			
	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)	28 (2016)	30 (2018)	2 (2020)	4 (2022)	6 (2024)
国	男女共同参画 2000年 プラン		男女共同参画 基本計画			第2次 男女共同参画 基本計画			第4次 男女共同参画 基本計画			第3次 男女共同参画 基本計画		第5次 男女共同参画 基本計画	
県	あおもり男女共同参画 プラン 21			新あおもり 男女共同参画 プラン 21			第3次あおもり 男女共同参画 プラン 21			第4次あおもり 男女共同参画 プラン 21		第5次あおもり 男女共同参画 プラン			
市	(第1次) 八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざす はちのへプラン				(第2次) 八戸市男女共同 参画基本計画 男女共同参画社会をめざ すはちのへプラン 2006				第3次 八戸市男女共同 参画基本計画 男女共同参画社会を めざすはちのへ プラン 2012		第4次 八戸市男女共同 参画基本計画 男女共同参画社会を めざすはちのへ プラン 2017		第5次 八戸市男女共同 参画基本計画 男女共同参画社会を めざすはちのへ プラン 2022		

5 計画の進行管理

本計画において、計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに進捗状況の調査結果等を公表します。

- (1) 毎年度、計画に登載している実施施策について、進捗状況の調査を実施します。
- (2) 八戸市男女共同参画審議会に、その進捗状況を報告し、意見を聴取します。
- (3) これらを踏まえ、施策及びその施策に基づいて実施する事業について、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の追加などを行うこととし、適切な運用を図ります



八戸市男女共同参画審議会にて事業の進捗状況を審議している様子